

## 平成 29 年度第三セクター等について地方公共団体が有する 財政的リスクの調査結果（概要）

- 総務省では、第三セクター等について地方公共団体が有する財政的リスクの状況を毎年度調査し、結果を団体・法人別に公表し、財政的リスクの「見える化」を推進しています。
- 本調査においては、平成 29 年度決算における第三セクター及び地方三公社 7,364 法人のうち、次の法人を調査対象としています。
  - ① 地方公共団体が損失補償・債務保証、貸付（長期・短期）を行っている法人
  - ② 地方公共団体の出資割合が 25%以上かつ債務超過の法人
 ※今年度の調査においては、新たに②の法人を調査対象としている。
- 本資料のデータは、平成 30 年 3 月 31 日時点におけるデータを指します。
- 詳細は別紙 2 のとおりです。

### 調査結果の概要

単位：法人数

法人分類	全体	I 債務超過法人	II 土地開発公社のうち、債務保証等の対象となっている保有期間が5年以上の土地の簿価総額が、当該地方公共団体の標準財政規模の10%以上の公社	III 当該地方公共団体の標準財政規模に対する損失補償、債務保証及び短期貸付金の額の割合(※1)が、実質赤字比率の早期健全化基準(※2)相当以上の法人	IV 経常赤字又は当期正味財産が減少している法人
		法人数(構成比)	法人数(構成比)	法人数(構成比)	法人数(構成比)
第三セクター	706 (59.5%)	183 (83.6%)	—	14 (26.9%)	310 (65.5%)
社団・財団法人	284 (23.9%)	13 (5.9%)	—	12 (23.1%)	145 (30.7%)
会社法法人	422 (35.6%)	170 (77.6%)	—	2 (3.8%)	165 (34.9%)
地方三公社	480 (40.5%)	36 (16.4%)	33 (100.0%)	38 (73.1%)	163 (34.5%)
地方住宅供給公社	26 (2.2%)	6 (2.7%)	—	1 (1.9%)	4 (0.8%)
地方道路公社	29 (2.4%)	2 (0.9%)	—	6 (11.5%)	5 (1.1%)
土地開発公社	425 (35.8%)	28 (12.8%)	33 (100.0%)	31 (59.6%)	154 (32.6%)
合計	1,186 (100.0%)	219 (100.0%)	33 (100.0%)	52 (100.0%)	473 (100.0%)
全体比	1,186/1,186 (100.0%)	219/1,186 (18.5%)	33/425 (7.8%)	52/1,186(4.4%)	473/1,186 (39.9%)

(※1) (損失補償・債務保証付債務残高+短期貸付金) / 標準財政規模

(※2) 実質赤字の早期健全化基準・・・道府県3.75%(東京都5.47%)、市区町村11.25～15.00%

- 平成 29 年度決算における調査対象法人数は 1,186 法人(前年度比▲53 法人)(次頁参照)となっており、内訳は、第三セクターが 706 法人(同▲32 法人)、地方三公社が 480 法人(同▲20 法人)となっています。
- 調査対象法人 1,186 法人のうち、債務超過の法人は 219 法人(同▲12 法人)、土地開発公社 425 法人のうち、債務保証等を付した借入金によって取得された土地で保有期間が5年以上の土地の簿価総額が当該地方公共団体の標準財政規模の10%以上の公社は 33 法人(同▲14 法人)となっています。
 

また、当該地方公共団体の標準財政規模に対する損失補償、債務保証及び短期貸付金の額の割合が実質赤字比率の早期健全化基準相当以上の法人は 52 法人(同▲8 法人)、経常赤字又は当期正味財産額が減少している法人は 473 法人(同+21 法人)となっています。

※ ( ) 内の前年度比については、前年度の平成 28 年度決算における該当法人数を、今年度調査の調査対象に基づく該当法人数に置き換えた上で、その増減を算出している。
- I～IIIの各基準に該当する法人と関係を有する地方公共団体は、「第三セクター等の経営健全化方針の策定について」(平成 30 年 2 月 20 日付総財公第 26 号)に基づく経営健全化方針の策定対象となります。

今年度調査結果と昨年度との比較

(上段:法人数 下段:構成比・増減率)

法人分類	全体			I 債務超過法人			II 土地開発公社のうち、債務保証等の対象となっている保有期間が5年以上の土地の簿価総額が、当該地方公共団体の標準財政規模の10%以上の公社			III 当該地方公共団体の標準財政規模に対する損失補償、債務保証及び短期貸付金の額の割合(※1)が、実質赤字比率の早期健全化基準(※2)相当以上の法人			IV 経常赤字 又は 当期正味財産額が減少している法人		
	H29	H28(※3)	増減	H29	H28(※3)	増減	H29	H28(※3)	増減	H29	H28(※3)	増減	H29	H28(※3)	増減
第三セクター	706	738	▲32	183	192	▲9	-	-	-	14	12	2	310	288	22
	59.5%	59.6%	▲4.3%	83.6%	83.1%	▲4.7%	-	-	-	26.9%	20.0%	16.7%	65.5%	63.7%	7.6%
社団・財団法人	284	295	▲11	13	19	▲6	-	-	-	12	10	2	145	143	2
	23.9%	23.8%	▲3.7%	5.9%	8.2%	▲31.6%	-	-	-	23.1%	16.7%	20.0%	30.7%	31.6%	01.4%
会社法法人	422	443	▲21	170	173	▲3	-	-	-	2	2	0	165	145	20
	35.6%	35.8%	▲4.7%	77.6%	74.9%	▲1.7%	-	-	-	3.8%	3.3%	0.0%	34.9%	32.1%	13.8%
地方三公社	480	500	▲20	36	39	▲3	33	47	▲14	38	48	▲10	163	164	▲1
	40.5%	40.4%	▲4.0%	16.4%	16.9%	▲7.7%	100.0%	100.0%	▲29.8%	73.1%	80.0%	▲20.8%	34.5%	36.3%	▲0.6%
地方住宅供給公社	26	24	2	6	6	0	-	-	-	1	1	0	4	3	1
	2.2%	1.9%	8.3%	16.4%	2.6%	0.0%	-	-	-	1.9%	1.7%	0.0%	0.8%	0.7%	33.3%
地方道路公社	29	30	▲1	2	2	0	-	-	-	6	6	0	5	2	3
	2.4%	2.4%	▲3.3%	0.9%	0.9%	0.0%	-	-	-	11.5%	10.0%	0.0%	1.1%	0.4%	150.0%
土地開発公社	425	446	▲21	28	31	▲3	33	47	▲14	31	41	▲10	154	159	▲5
	35.8%	36.0%	▲4.7%	12.8%	13.4%	▲9.7%	100.0%	100.0%	▲29.8%	59.6%	68.3%	▲24.4%	32.6%	35.2%	▲3.1%
合計	1,186	1,238	▲52	219	231	▲12	33	47	▲14	52	60	▲8	473	452	21
	100.0%	100.0%	▲4.2%	100.0%	100.0%	▲5.2%	100.0%	100.0%	▲29.8%	100.0%	100.0%	▲13.3%	100.0%	100.0%	4.6%
全体比	1,186/1,186	1,238/1,238	-	219/1,186	231/1,238	-	33/425	47/446	-	52/1,186	60/1,238	-	473/1,186	452/1,238	-
	100.0%	100.0%	-	18.5%	18.7%	-	7.8%	10.5%	-	4.4%	4.8%	-	39.9%	36.5%	-

(※1) (損失補償・債務保証付債務残高+短期貸付金) / 標準財政規模

(※2) 実質赤字の早期健全化基準・・・道府県3.75%(東京都5.47%)、市区町村11.25~15.00%

(※3) 前年度の平成28年度決算における該当法人数を、今年度調査の調査対象に基づき、該当法人数に置き換えた上でその増減を算出している。

## 昨年度調査の調査対象法人ベースでの比較

(上段:法人数 下段:構成比・増減率)

法人分類	全体			I 債務超過法人			II 土地開発公社のうち、債務保証等の対象となっている保有期間が5年以上の土地の簿価総額が、当該地方公共団体の標準財政規模の10%以上の公社			III 当該地方公共団体の標準財政規模に対する損失補償、債務保証及び短期貸付金の額の割合(※1)が、実質赤字比率の早期健全化基準(※2)相当以上の法人			IV 経常赤字 又は 当期正味財産額が減少している法人		
	H29	H28	増減	H29	H28	増減	H29	H28	増減	H29	H28	増減	H29	H28	増減
第三セクター	615	634	▲19	92	88	4	-	-	-	14	12	2	245	228	17
	56.2%	56.0%	▲3.0%	72.4%	69.8%	4.5%	-	-	-	26.9%	20.0%	16.7%	60.2%	58.2%	7.5%
社団・財団法人	280	285	▲5	9	9	0	-	-	-	12	10	2	141	135	6
	25.6%	25.2%	▲1.8%	7.1%	7.1%	0.0%	-	-	-	23.1%	16.7%	20.0%	34.6%	34.4%	4.4%
会社法法人	335	349	▲14	83	79	4	-	-	-	2	2	0	104	93	11
	30.6%	30.8%	▲4.0%	65.4%	62.7%	5.1%	-	-	-	3.8%	3.3%	0.0%	25.6%	23.7%	11.8%
地方三公社	479	499	▲20	35	38	▲3	32	47	▲15	38	48	▲10	162	164	▲2
	43.8%	44.0%	▲4.0%	27.6%	30.2%	▲7.9%	100.0%	100.0%	▲31.9%	73.1%	80.0%	▲20.8%	39.8%	41.8%	▲1.2%
地方住宅供給公社	26	24	2	6	6	0	-	-	-	1	1	0	4	3	1
	2.4%	2.1%	8.3%	4.7%	4.8%	0.0%	-	-	-	1.9%	1.7%	0.0%	1.0%	0.8%	33.3%
地方道路公社	29	30	▲1	2	2	0	-	-	-	6	6	0	5	2	3
	2.7%	2.6%	▲3.3%	1.6%	1.6%	0.0%	-	-	-	11.5%	10.0%	0.0%	1.2%	0.5%	150.0%
土地開発公社	424	445	▲21	27	30	▲3	32	47	▲15	31	41	▲10	153	159	▲6
	38.8%	39.3%	▲4.7%	21.3%	23.8%	▲10.0%	100.0%	100.0%	▲31.9%	59.6%	68.3%	▲24.4%	37.6%	40.6%	▲3.8%
合計	1,094	1,133	▲39	127	126	1	32	47	▲15	52	60	▲8	407	392	15
	100.0%	100.0%	▲3.4%	100.0%	100.0%	0.8%	100.0%	100.0%	▲31.9%	100.0%	100.0%	▲13.3%	100.0%	100.0%	3.8%
全体比	1094/1094	1,133/1,133	-	127/1094	126/1,133	-	32/424	47/445	-	52/1094	60/1,133	-	407/1094	392/1,133	-
	100.0%	100.0%	-	11.6%	11.1%	-	7.5%	10.6%	-	4.8%	5.3%	-	37.2%	34.6%	-

(※1) (損失補償・債務保証付債務残高+短期貸付金) / 標準財政規模

(※2) 実質赤字の早期健全化基準・・・道府県3.75%(東京都5.47%)、市区町村11.25~15.00%